

一ツ瀬川地域森林計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

計画期間

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 14年 3月 31日

宮 崎 県

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
(1) 自然的背景	1
(2) 社会経済的背景	2
(3) 本計画の対象とする民有林の概要	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	13
(1) 実行結果	13
(2) 評価	13
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	15

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	17
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	18
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ..	18
(1) 森林の整備及び保全の目標	18
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	19
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	21
2 その他必要な事項	22
第3 森林の整備に関する事項	23
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	23
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	23
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	24
(3) その他必要な事項	25
2 造林に関する事項	26
(1) 人工造林に関する指針	26
(2) 天然更新に関する指針	27
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	28
(4) その他必要な事項	29
3 間伐及び保育に関する事項	30
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	30
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	30
(3) その他必要な事項	31
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	33
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に關 する指針	33

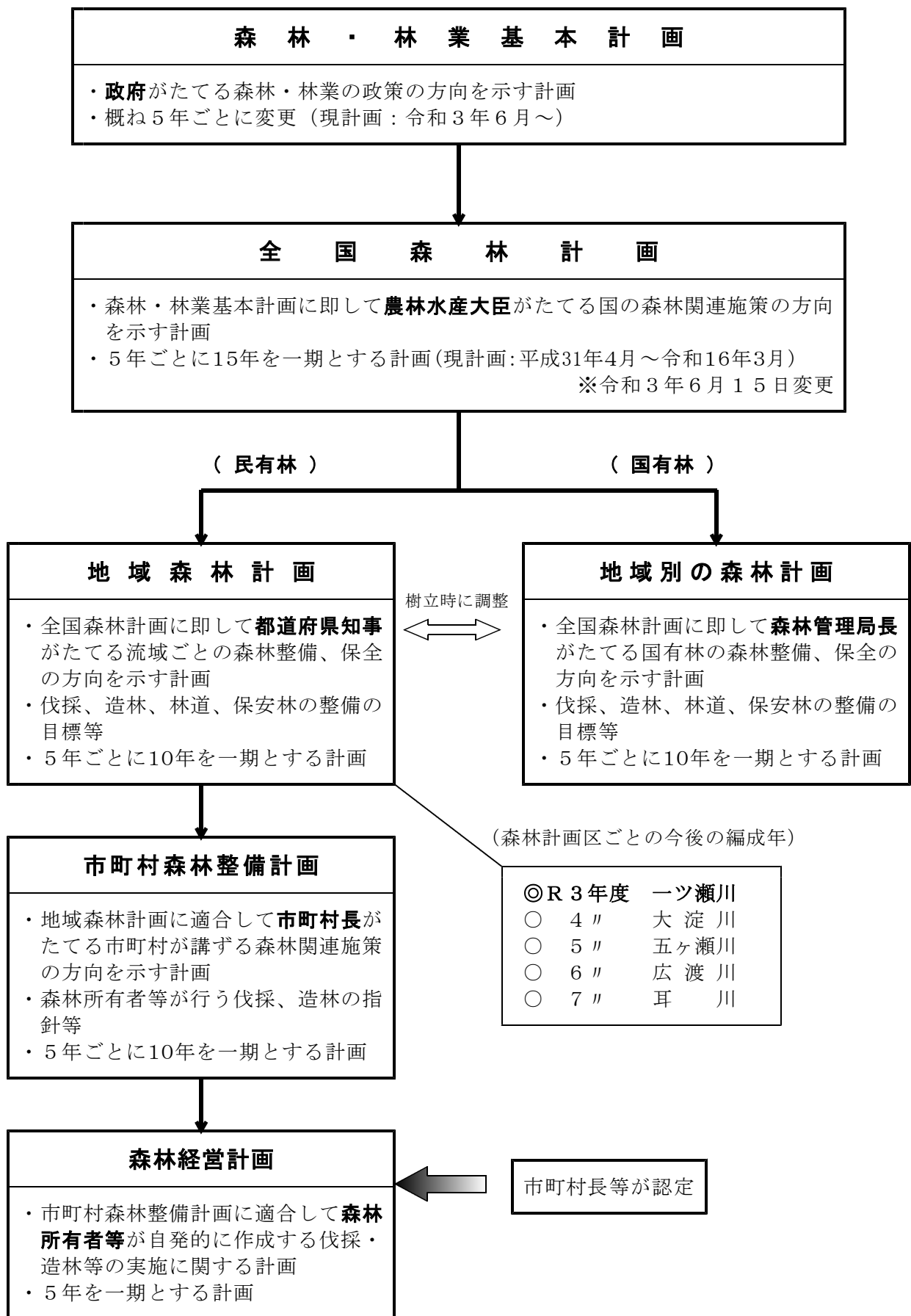
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の 基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	35
(3) その他必要な事項	36
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	37
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	37
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本 的な考え方	37
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域） の基本的な考え方	38
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	38
(5) 林産物の搬出方法等	39
(6) その他必要な事項	39
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施 業の合理化に関する事項	40
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に 関する方針	40
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	40
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	40
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	41
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	41
(6) その他必要な事項	42
第4 森林の保全に関する事項	43
1 森林の土地の保全に関する事項	43
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 ..	43
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びそ の搬出方法	47
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	47
(4) その他必要な事項	47
2 保安施設に関する事項	48
(1) 保安林の整備に関する方針	48
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	48
(3) 治山事業の実施に関する方針	48
(4) 特定保安林の整備に関する事項	48
(5) その他必要な事項	49
3 鳥獣害の防止に関する事項	50

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	50
(2) その他必要な事項	50
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	51
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	51
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	51
(3) 林野火災の予防の方針	51
(4) その他必要な事項	51
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	52
(1) 保健機能森林の区域の基準	52
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	52
第6 計画量等	53
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	53
2 間伐面積	53
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	53
4 林道の開設及び拡張に関する計画	54
(1) 開設及び拡張すべき林道の数量等	54
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	55
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	55
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	57
(3) 実施すべき治山事業の数量	57
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	57
第7 その他必要な事項	58
1 保安林その他制限林の施業方法	58
2 その他必要な事項	66
(附) 参考資料	
1 森林計画区の概要	67
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	67
(2) 地況	68
(3) 土地利用の現況	71
(4) 産業別生産額	72
(5) 産業別就業者数	73
2 森林の現況	74
(1) 齢級別森林資源表	74

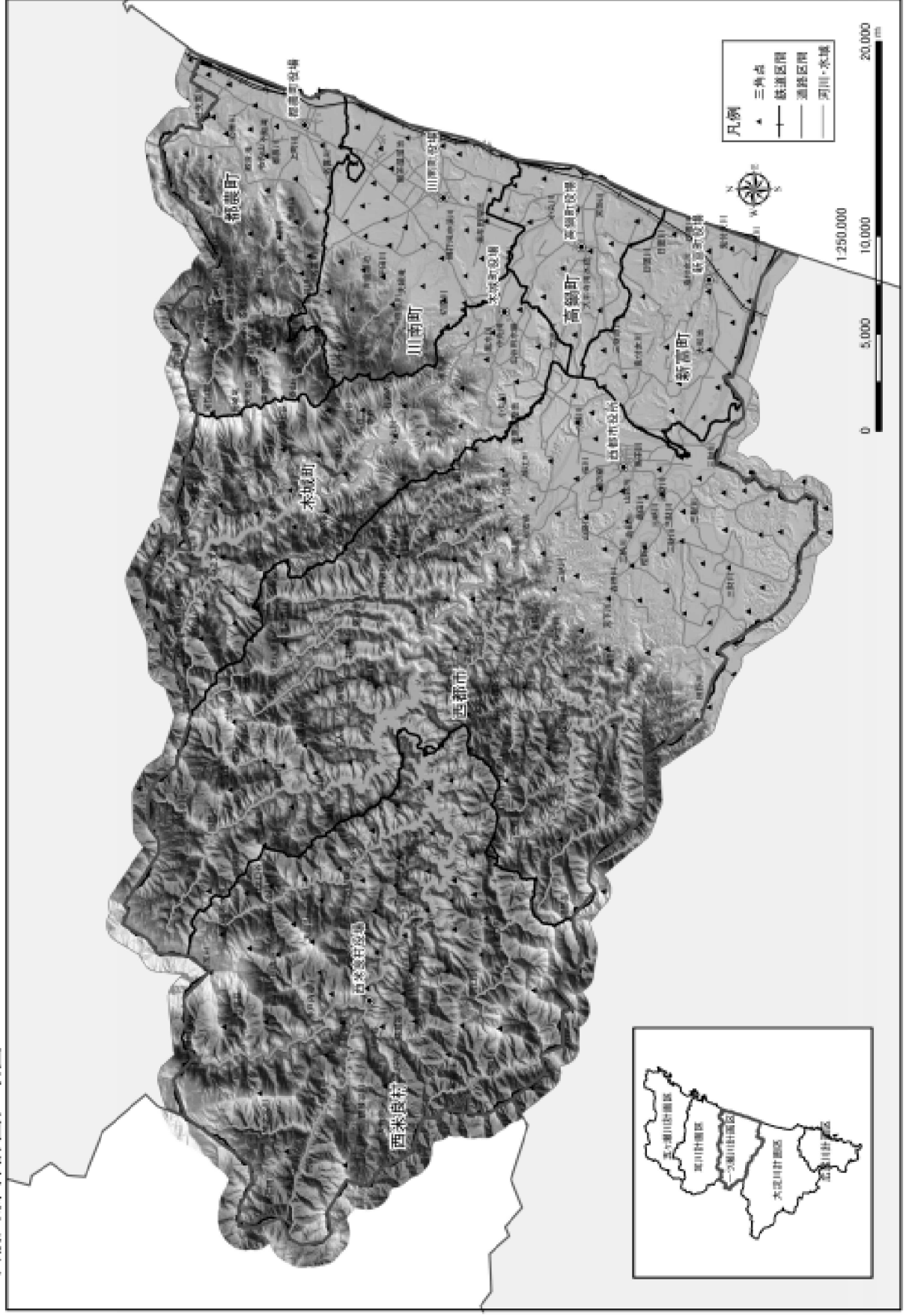
(2) 制限林普通林別森林資源表	119
(3) 市町村別森林資源表	120
(4) 所有形態別森林資源表	121
(5) 制限林の種類別面積	122
(6) 樹種別材積表	124
(7) 特定保安林の指定状況	124
(8) 荒廃地等の面積	125
(9) 森林の被害	126
3 林業の動向	127
(1) 保有山林規模別林家数	127
(2) 森林経営計画の認定状況	128
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	129
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	130
(5) 合法木材認定事業者等の現況	132
(6) 林業労働力の概況	133
(7) 林業機械化の概況	134
(8) 作業路網等の整備の概況	136
4 前期計画の実行状況	137
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	137
(2) 間伐面積	137
(3) 人工造林・天然更新別面積	137
(4) 林道の開設及び拡張の数量	138
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	138
ア 保安林の種類別の面積	138
イ 保安施設地区の面積	138
ウ 治山事業の数量	138
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積	139
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	139
(1) 森林より森林以外への異動	139
(2) 森林以外より森林への異動	139
6 森林資源の推移	140
(1) 分期別伐採立木材積等	140
(2) 分期別期首資源表	141
7 その他	142
(1) 持続的伐採可能量	142

(2) 国有林（林野庁所管）の現況	143
(3) 立木伐採実績（推計）	144
(4) 人工造林の実績	146
(5) しいたけ生産量	148
8 宮崎県天然更新完了基準	149
9 公益的機能別施業森林等の機能区分の指針	153

森林計画制度の体系



一ツ瀬川森林計画区域図



国土地理院の数値地図25000(空間子-9基礎)「宮崎」を利用

計 画 の 大 綱

I 計画の大綱

この計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、知事が、全国森林計画（計画期間：平成31年4月1日～令和16年3月31日）に即して、一ツ瀬川森林計画区に係る民有林について定める地域森林計画であり、計画期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間とする。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 位置

本計画区は、県の中央部に位置し、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町の1市5町1村で構成される区域である。

イ 地勢

本計画区の西部は、市房山（1,721m）、石堂山（1,547m）、天包山（1,189m）、掃部岳（1,223m）、オサレ山（1,152m）等が九州山地を形成し、急峻な山岳が重畳して東方に向かって漸次標高を減じながら、丘陵地帯を経て東部の宮崎平野に続いている。北東部には、尾鈴山（1,405m）があり、それに連なる尾根が緩やかに南に延びている。南東部は宮崎平野の北部に位置し、西部山間部とは対照的に唐瀬原、茶臼原などの広大な段丘面があり、北部の川南原面は段丘が海岸までせまっている。

河川は、椎葉村大河内を源として、一ツ瀬川が西米良村から本計画区の中央を東へ貫通する形で横断し、また、小丸川が本計画区の北部から南東に流下し、日向灘に注いでいる。

ウ 地質

地質は、第三紀の四万十累層群上部に属するものが西部山間部に分布し、花崗岩類が市房山の山頂等にみられる。同じく第三紀の尾鈴山酸性岩類が尾鈴山から南ないし南東側に広くみられる。また、宮崎層群が東部の段丘辺縁及び三財原等の段丘面に分布している。さらに、第四紀の高位段丘堆積物が茶臼原、中位段丘堆積物が新田原、唐瀬原等の平坦部に分布し、同じく沖積層が各河川の下流域に広がっている。

エ 土壌

西部山間部は、稜線部に乾性褐色森林土壌が分布し、そのほか一部に黒ボク土壌が出現しているものの、褐色森林土壌が広く分布しており、林木の生育に適した土壌となっている。東部には黒ボク土壌が広く分布し、尾鈴山南東部には黄褐色系の褐色森林土壌が、一ツ瀬川及び小丸川沿いには灰色低地土とその一部にグライ土が分布しており、西部山間部に比べ一般的に土地生産性は劣っている。

オ 気象

平均気温（平成28～令和2年）は、東部平野部が約18℃、西部山間部が約16℃と温暖である。年平均降水量は、東部平野部が約2,600mm、西部山間部が約3,400mmであり、山間部の

降水量が多い。

このように比較的温暖多雨な気象条件は、林木の生育に好適な環境となっている。

表 I - 1 観測所別気象平均値（平成28年～令和2年の平均値）

単位 気温：℃、降水量：mm

区 分	気 温			年 平 均 降 水 量	主 風 の方向
	平 均	最 高	最 低		
西 都 観 測 所	17.3	35.9	-4.7	2,646	北北西
高 鍋 観 測 所	17.8	34.9	-4.2	2,769	南南東
西 米 良 観 測 所	15.6	36.7	-5.4	3,404	北東

注：最高、最低気温は年間の極値の平均。

資料：宮崎地方気象台

カ 自然景勝地

本計画区には西都原・杉安峡県立自然公園や尾鈴県立自然公園、九州中央山地国定公園のほか各地に自然景勝地がある。

(2) 社会経済的背景

ア 交通網の状況

本計画区の平野部は、国道10号とJR日豊本線が並行し東部海岸部を、東九州自動車道や国道219号、県道都農綾線が内陸部をそれぞれ南北に縦走している。

また、山間部は、国道219号が本計画区のほぼ中央を一ツ瀬川沿いに東西に走っており、さらに、国道265号や県道東郷西都線、西都南郷線が南北に縦断している。これらの基幹道路を中心にその他の県道や市町村道が連絡し、さらに、農道、林道等が接続して道路網を形成している。

イ 人口

本計画の人口は、令和2年の国勢調査によると96,149人で、県の総人口の9.0%を占めている。人口密度は、83.3人/km²となっている。

ウ 土地利用の状況

本計画区の総面積は115,382ha、県土面積の15%で、そのうち森林面積は、83,190ha、森林率は72%で、県計の76%を僅かに下回っている。

森林のうち民有林は56,604haで68%、国有林は26,586haで32%となっており、国有林の割合は、県計の30%を僅かに上回っている。耕地面積は12,969haで区域面積の11%、宅地などその他の面積は19,223haで区域面積の17%となっている。

なお、本計画区は、東部地域が平野・丘陵地帯が多い農業地帯であり、一方、西部地域は森林率が90%を超える林業地帯に大きく分かれている。（表I-2）

表 I - 2 土地利用状況

単位 面積：ha、構成比：%

区 分	土地面積	森 林			耕 地	その他
		総 数	国 有 林	民 有 林		
一ツ瀬川計画区	115,382	83,190	26,586	56,604	12,969	19,223
構成比	100	72	23	49	11	17
県 計	773,500	585,693	177,709	407,984	65,200	122,607
構成比	100	76	23	53	8	16

注1：土地面積は令和3年7月1日現在。

注2：森林面積は森林法第2条で定義された森林で令和3年3月31日現在。

注3：国有林には林野庁所管以外を含む。

注4：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため。

資料：土地面積については国土地理院『令和3年全国都道府県市区町村別面積調』

国有林面積については林野庁

民有林面積については県森林経営課

耕地面積については九州農政局『第67次 九州農林水産統計年報（令和元年～2年 農林業編 宮崎）』

エ 産業の概要

本計画区は、西都市、高鍋町を中心に経済圏を形成し、平成30年度の産業別総生産額は第1次産業が486億円、第2次産業が807億円、第3次産業が2,028億円で総額3,346億円、県計の9%となっている。（表I-3）

産業別総生産額の構成比を見ると、第1次産業が15%、第2次産業が24%、第3次産業が61%となっており、第1次産業の占める割合が県全体の5%と比較して高くなっている。

また、産業別の就業者数は、第1次産業が11千人、第2次産業が10千人、第3次産業が28千人で合計50千人となっており、県全体と比べ第1次産業の占める割合が高い。

（表I-4）

表 I - 3 産業別総生産額

単位 生産額：百万円、構成比：%

区 分	総 額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		総 数	農 業	林 業	水産業		
一ツ瀬川計画区	334,567	48,637	41,221	1,801	5,615	80,651	202,844
構成比	100	15	12	1	2	24	61
県 計	3,740,151	200,080	158,834	18,076	23,170	950,107	2,564,561
構成比	100	5	4	0	1	25	69

注1：平成31年3月31日現在。

注2：総額は輸入品等に課される税等を加算した数値なので、各産業の合計と一致しない。

注3：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため。

資料：県統計調査課『平成30年度宮崎県の市町村民経済計算』

表 I - 4 産業別就業者数

単位 就業者数：人、構成比：%

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		総 数	農 業	林 業	水産業		
一ツ瀬川計画区	49,993	11,245	10,505	292	448	10,423	28,325
構成比	100	22	21	1	1	21	57
県 計	508,237	56,021	49,747	3,194	3,080	107,057	345,159
構成比	100	11	10	1	1	21	68

注 1：「分類不能の産業」は除く。

注 2：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため。

資料：県統計調査課『平成27年国勢調査』

(3) 本計画の対象とする民有林の概要

ア 森林資源の現況

民有林の面積は56,602ha、蓄積は17,866千 m^3 で、本県民有林面積の14%、蓄積の13%となっており、ヘクタール当たりの蓄積は316 m^3 となっている。

そのうち、人工林面積は24,460haで本県民有人工林の11%で、人工林率は43%と県内森林計画区では最も低い。また、人工林の樹種別構成比は、スギ75%、ヒノキ16%、その他針葉樹4%、クヌギ・ナラ4%となっている。（表 I - 5）

表 I - 5 人工林樹種別面積

単位 面積：ha、構成比：%

区 分	総 数	ス ギ	ヒノキ	その他 針葉樹	クヌギ ・ナラ	その他 広葉樹
一ツ瀬川計画区	24,460	18,312	3,899	945	1,024	280
構成比	100	75	16	4	4	1
県 計	231,447	166,296	35,660	10,382	16,494	2,615
構成比	100	72	15	4	7	1

注 1：令和3年3月31日現在。

注 2：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため。

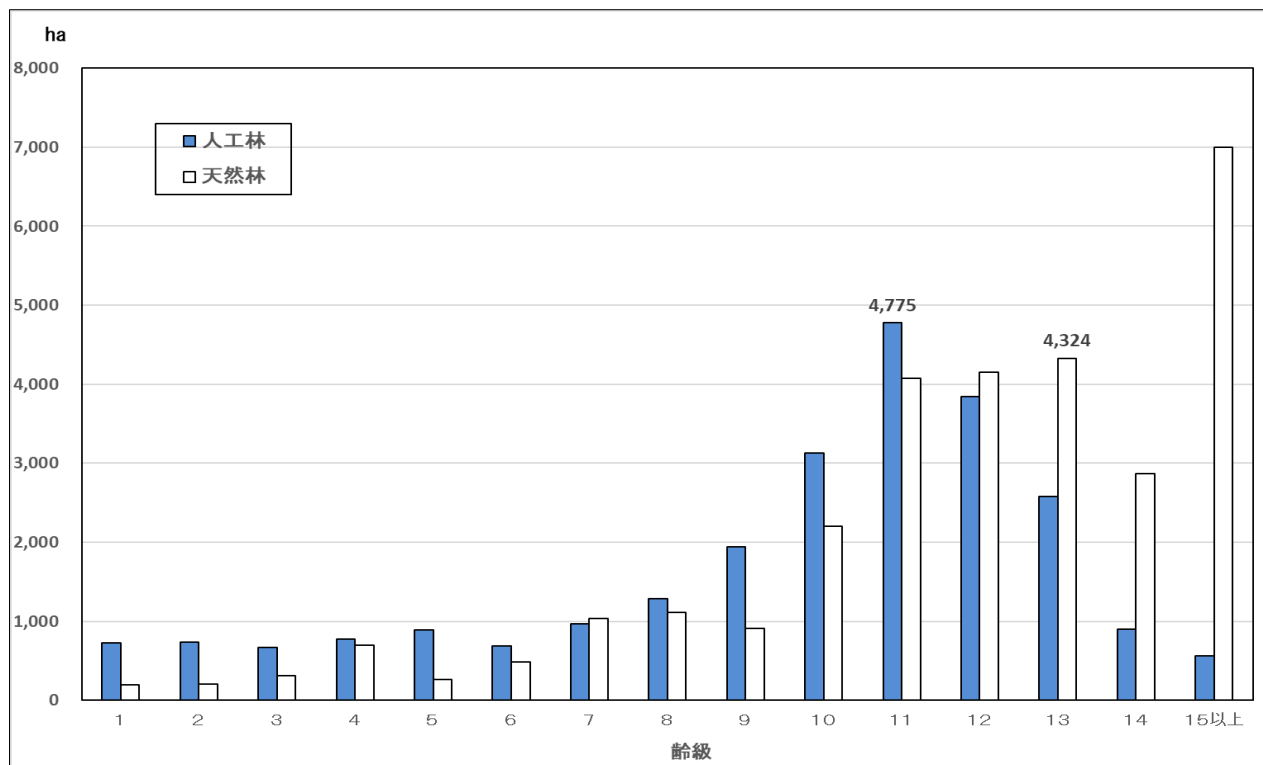
注 3：数値は地域森林計画対象森林。

資料：県森林経営課

齡級別の人工林面積は、平成27年度末では10齡級が最も多く9齡級～12齡級が61%となっていたが、令和2年度末では11齡級が最も多く10齡級～13齡級が全体の59%を占めている。

なお、天然林の齡級別面積は、13齡級が最も多く、11齡級以上が全体の75%を占めている。（図I-1）

図I-1 人工林・天然林別齡級別面積（一ツ瀬川計画区）



注：令和3年3月31日現在。

資料：県森林経営課

イ 森林の種類

森林の種類は、普通林が33,576haで59%、法令により施業の制限を受ける森林（以下、「制限林」という。）が23,027ha（各制限林の重複を除く）で41%となっている。制限林のうち保安林は94%を占めている。保安林の種類別面積は、水源かん養保安林19,561ha、土砂流出防備保安林1,778ha、その他の保安林876haとなっている。ただし、面積は森林資源調査結果を基に集計したものであるため、制限林の実面積とは異なる。

ウ 所有規模別面積・森林所有者数

所有形態別面積の構成比は、個人有林61%、会社有林14%、森林総合研究所森林整備センター10%等となっており、県計に比べ、会社有林や森林総合研究所森林整備センターの占める割合が大きくなっている。（表I-6）

所有規模別森林所有者数の構成比は、1ha未満が75%、1ha以上～5ha未満が17%、5ha以上～30ha未満が6%、30ha以上が2%となっている。なお、1人当たりの平均所有面積は、3.9haで県平均の2.9haを上回っている。（表I-7）

表 I - 6 所有形態別森林面積

単位 面積：ha、構成比：%

区 分	総 数	個 人	市町村	会 社	県	宮崎県 林業公 社	森林整 備セン ター	その他
一ツ瀬川計画区	56,602	34,306	3,556	7,853	2,441	1,961	5,601	884
構成比	100	61	6	14	4	3	10	2
県 計	407,781	277,852	26,019	45,126	15,629	9,466	19,815	13,874
構成比	100	68	6	11	4	2	5	3

注 1：令和 3 年 3 月 31 日現在。

2：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため。

3：「個人」は個人有林、共有林等の面積。

4：「県」は県有林、県行造林等の面積。

資料：県森林経営課

表 I - 7 所有規模別森林所有者数

単位 所有者数：人、構成比：%

区 分	総 数	1 ha未満	1 ha以上 5 ha未満	5 ha以上 30ha未満	30ha以上 100ha未満	100ha以上
一ツ瀬川計画区	14,676	10,981	2,495	914	241	45
構成比	100	75	17	6	2	0
県 計	141,698	101,275	29,271	9,566	1,341	245
構成比	100	71	21	7	1	0

注 1：令和 3 年 3 月 31 日現在。

2：所有者数は実人数。

3：構成比の総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため。

資料：県森林経営課

エ 森林資源の推移

令和 2 年度末の民有林面積 56,602ha の内訳は、人工林が 24,460ha、天然林が 29,818ha、伐採跡地等その他の森林が 2,324ha である。平成 27 年度末と比較すると全体では 64ha 減少し、人工林は 610ha 減少している。天然林が 542ha 増加し、竹林は 11ha 増加、無立木地が 7ha 減少している。

人工林の減少は、開発などにより森林外へ異動したものや、立木の伐採後に再造林が行われず無立木地へ移行したものなどがあげられる。また、天然林の増加や無立木地の減少は、天然更新による天然生林への移行によるものである。

蓄積については、スギ林分収穫表の見直しなどにより、前計画に比べ、全体では 29% 増加し、ヘクタール当たりの蓄積は人工林が 508m³、天然林が 182m³ となっている。(表 I - 8)

なお、森林面積の減少は、太陽光発電施設設置などの林地開発等によるものである。

表 I - 8 森林資源の推移 (一ツ瀬川計画区)

単位 面積 : ha、蓄積 : 千m³、千束 (竹林)

区 分		平成27年度末		令和2年度末		増 減		
		面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	
総 数		56,666	13,888	56,602	17,866	△ 64	3,978	
立 木 地	総 数	54,346	13,888	54,278	17,866	△ 68	3,978	
	人工林	総 数	25,070	8,637	24,460	12,433	△ 610	3,796
		針葉樹	23,798	8,490	23,156	12,268	△ 642	3,778
		広葉樹	1,272	147	1,304	166	32	19
	天然林	総 数	29,276	5,250	29,818	5,433	542	183
		針葉樹	196	60	193	61	△ 3	1
広葉樹		29,080	5,190	29,625	5,372	545	182	
竹 林		1,342	962	1,353	958	11	△ 4	
無 立 木 地		978	-	971	-	△ 7	-	

注1 : 蓄積の総数には竹林の蓄積は含まない。

注2 : 総数と内訳、増減が一致しないのは四捨五入のため。

資料 : 県森林経営課

オ 造林及び伐採の動向

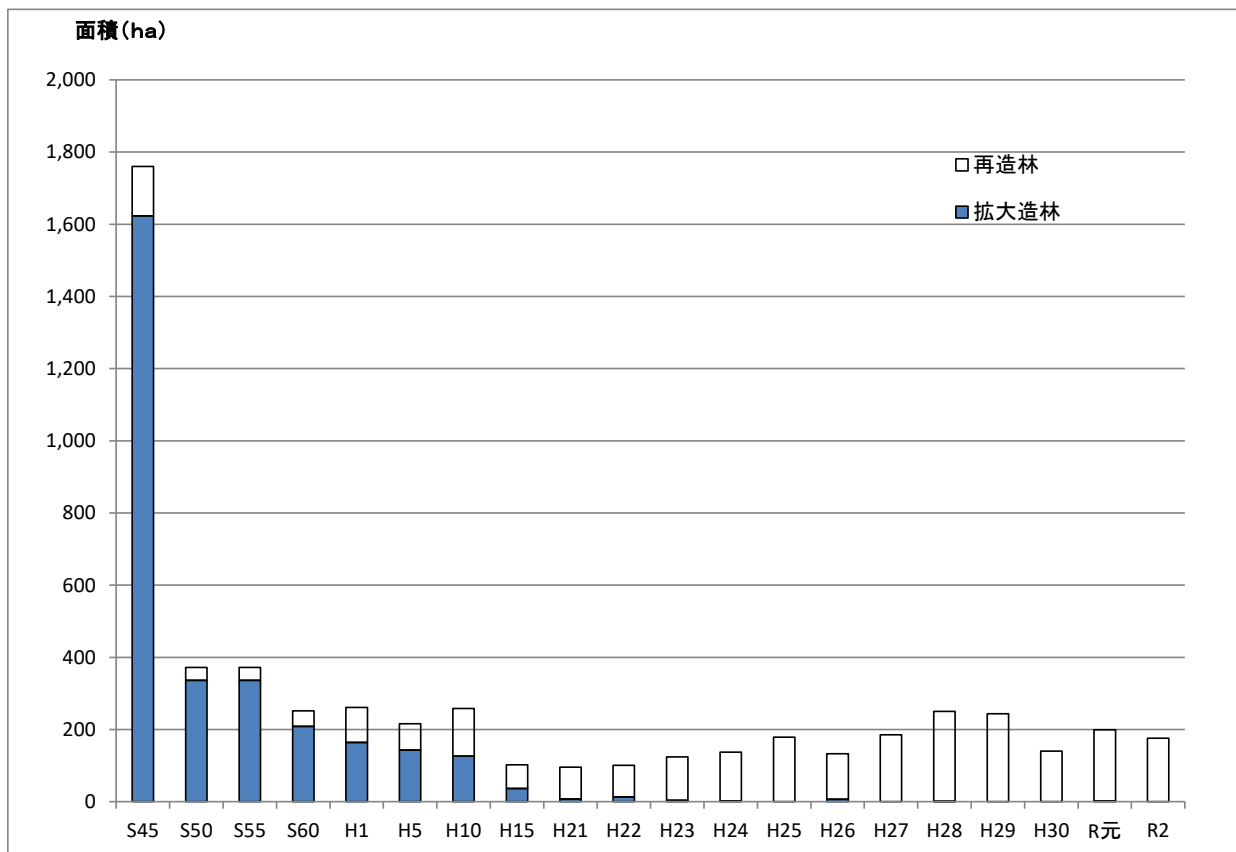
人工造林は、拡大造林最盛期の昭和44年度の2,130haをピークにその後減少し、ここ数年は、毎年200ha程度で推移している。

造林面積に占めるスギの割合は83%を占め、人工林伐採跡地のスギを主体とした再造林が中心となっている。

伐採量は、昭和40年代は約20万m³程度で広葉樹の伐採量が針葉樹を大きく上回っていたが、昭和50年代後半には広葉樹の伐採量が減少し10万m³前後に落ち込み、その後、針葉樹の伐採量が増加し、近年は20万m³を超えて推移している。(図-3)

間伐面積は、近年200~400ha程度で推移しており、年平均が363haで、平成27年度までの5カ年と比較して1/2以下に減少している。

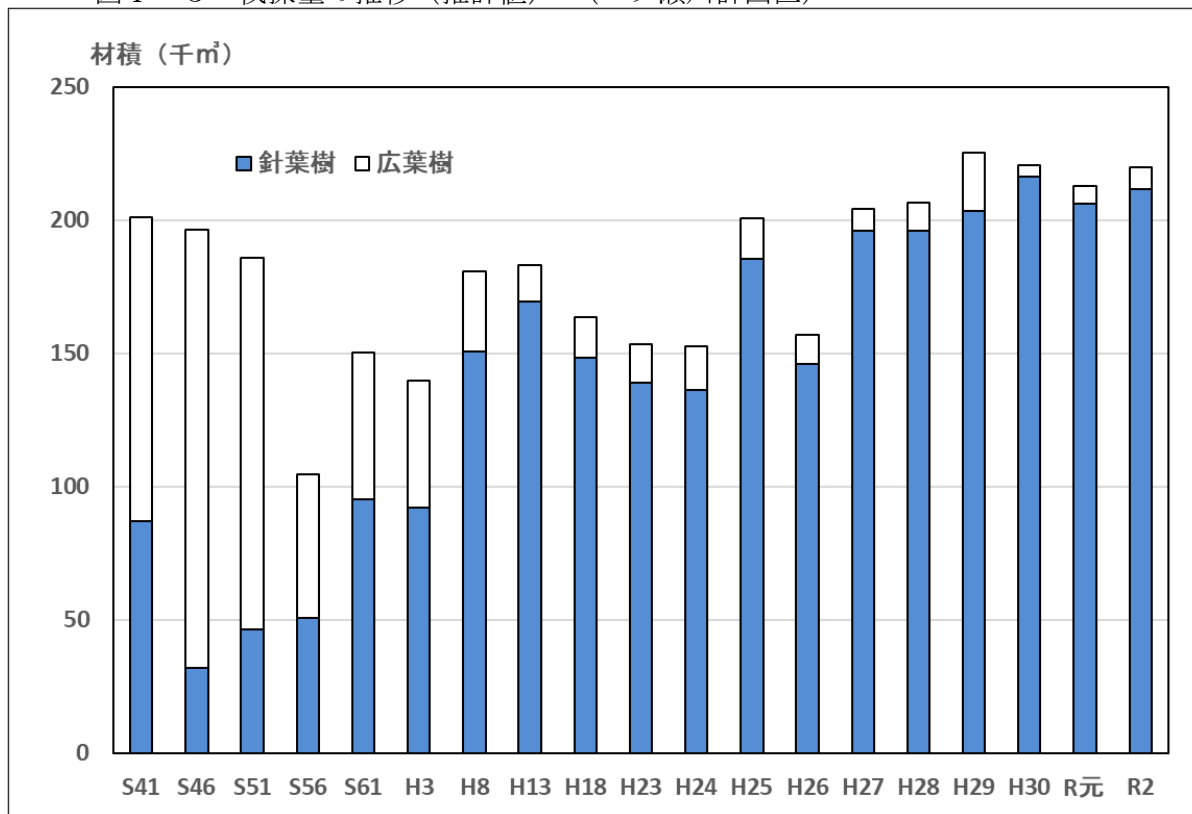
図 I - 2 人工造林面積の推移 (一ツ瀬川計画区)



注 : 国有分収林を含む。

資料 : 県森林経営課

図 I - 3 伐採量の推移 (推計値) (一ツ瀬川計画区)



資料 : 県森林経営課

カ 木材流通・加工の状況

製材工場は、県全体の1割程に当たる13の工場があり、出力階層別製材工場数の内訳は県全体と同様に、中規模工場の割合が高い状況である。（表I-9）

令和元年次の製品出荷量は49千 m^3 で県全体の5%となっており、出荷先は県外が71%を占め、その6割は九州圏域となっている。（表I-10）

木質バイオマス関連施設は、発電3施設、ペレット製造1施設がある。

表I-9 出力階層別製材工場数

単位 工場数：工場、構成比：%

出力数	7.5以上 75kw未満 (小規模工場)	75以上 300kw未満 (中規模工場)	300kw以上 (大規模工場)	計
一ツ瀬川計画区	3	7	3	13
構成比	23	54	23	100
県計	37	66	36	139
構成比	27	47	26	100

資料：県計については、農林水産省『令和元年木材統計』
一ツ瀬川計画区については、県山村・木材振興課調べで参考値

表I-10 製品出荷先別出荷量(令和元年次)

単位 出荷量：千 m^3 、構成比：%

区分	製品 出荷量	出荷先							
		県内	県外						
			総数	九州	沖縄	首都圏	関西圏	中京圏	その他
一ツ瀬川計画区	49	14	35	22	1	0	8	4	0
構成比	100	29	71	45	2	0	16	8	0
県計	955	261	694	445	54	42	56	38	59
構成比	100	27	73	47	6	4	6	4	6

注1：「首都圏」は、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨の各都県。

2：「関西圏」は、大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山の各府県。

3：「中京圏」は、愛知、岐阜、三重の各県。

資料：県山村・木材振興課

キ 路網整備の状況

令和2年度末の林道延長は275km、森林作業道延長は1,003kmとなっている。

林道密度はヘクタール当たり4.8mで、林道に国・県道等の公道を加えた林内道路密度は12.9mで県平均の18.6mを下回り、県内で最も低くなっている。

林道は、効率的な林業経営の推進に加えて山村地域の生活道として利用されるなど重要な役割を果たしており、現在、幹線林道宇目・須木線の西米良・銀鏡区間の幹線道等が重点的に開設されている。（表I-11）

また、高性能林業機械については、令和元年度末で82台が導入されているが、導入台数は県内で最も少ない計画区となっている。

表 I -11 林道密度、林内道路密度及び路網密度

単位 密度：m/ha

区 分	林 道 密 度	林内道路密度	林内路網密度
一ツ瀬川計画区	4.8	12.9	30.5
県 平 均	6.5	18.6	38.9

資料：県森林経営課『令和2年度林内路網統計』

ク 民有林経営の組織化・計画化の動向

森林施業の集約化を推進し、安定的・持続的な林業経営基盤の確立を図るための森林経営計画は、令和2年度末の認定面積が約18千haで、計画対象民有林面積の32%で、県平均を下回っている。（表 I -12）

表 I -12 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha、認定率：%

区 分	森林経営計画	認定率
一ツ瀬川計画区	18,187	32.1
県 計	185,922	45.6

注1：令和3年3月31日現在。

注2：認定面積、認定率は重複を含む。

資料：県森林経営課

ケ 林業事業者の状況

素材生産業者は、県全体の8%にあたる50業者となっている。

また、経営改善意欲や経営管理能力の保持、森林施業実施体制の確保及び行動規範の遵守などの基準を満たした「ひなたのチカラ林業経営者」には、令和2年度末で県全体(65林業経営者)の9%にあたる6者が登録されており、森林経営管理制度などの森林管理の重要な担い手として期待されている。

「児湯広域森林組合」の令和元年度末現在の組合員は3,709人で、本計画区の民有林の林業経営の担い手として中心的役割を果たしており、事業の拡大等経営基盤の拡充や業務の効率化など経営の合理化に努めている。また、県内の森林組合では唯一、ユズの生産・加工・販売事業にも取り組んでいる。

表 I -13 系統別素材生産業者数（合法木材認定事業者数）

単位 業者数

区 分	総 数	県森連系統	県素連系統	県木連系統
一ツ瀬川計画区	50	17	32	1
県 計	604	335	261	8

注：令和3年7月31日現在。

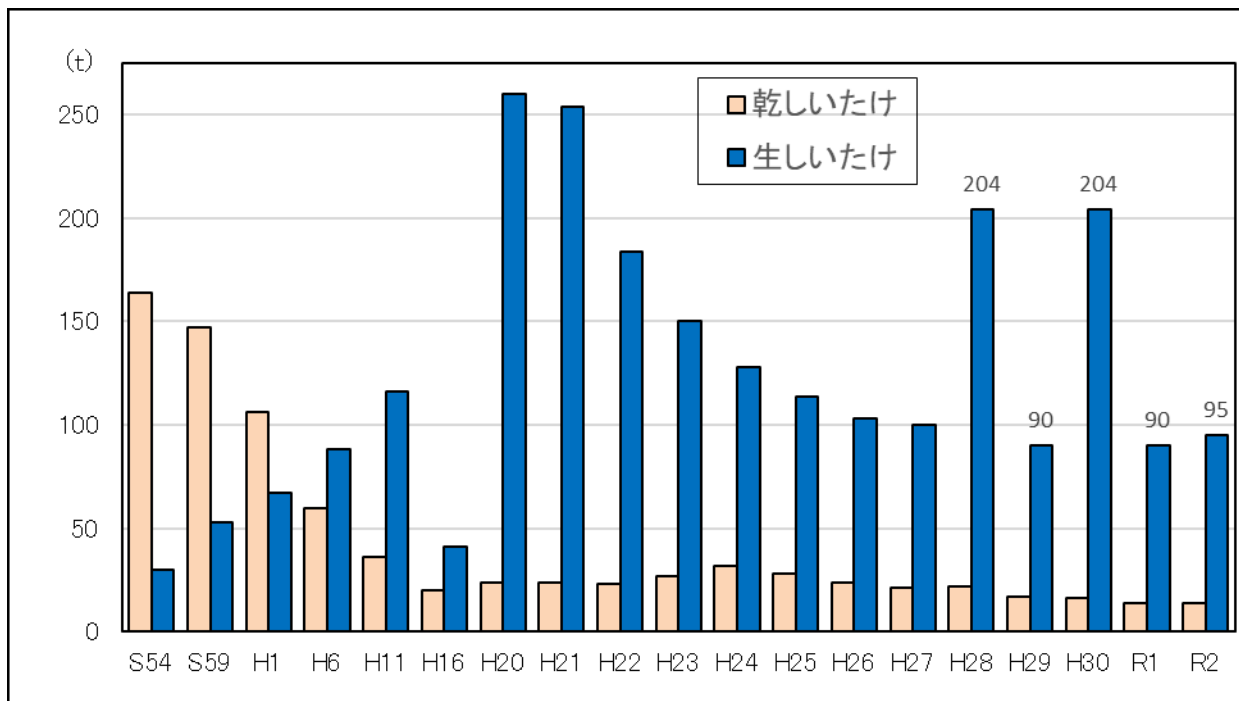
資料：県山村・木材振興課

コ 特用林産物の動向

乾しいたけの生産量は、昭和54年の164 t をピークに減少し、令和2年の生産量は14 t となり、県全体の4 %を占めている。

生しいたけの生産量は、菌床しいたけの生産施設の整備により平成20年は260 t に増加したが、近年は増減があるものの減少傾向で、令和2年の生産量は95 t となり、県全体の3 %を占めている（図 I - 4）

図 I - 4 ししいたけ生産量の推移（一ツ瀬川計画区）



資料：県山村・木材振興課

サ その他の動向

(7) 流域活性化センターの取り組み

本計画区の森林は本格的な伐採期を迎え、木質バイオマス発電施設の稼働などにより伐採面積が増加している。

このため、県、県警、市町村、森林組合等で締結した「宮崎県森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定書（平成29年8月28日）」や「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン（平成30年11月28日宮崎県森林経営課 以下、「県ガイドライン」という。）」を踏まえ伐採パトロールを実施し、境界確認の徹底、環境に配慮した路網開設や伐採方法、林地残材の処理方法などについて指導するとともに、適切な再造林を推進している。

(イ) 上下流連携による森林整備

一ツ瀬川及び小丸川流域の水源涵養機能^{かん}等の森林の公益的機能の維持増進に資することを目的として、関係市町村や電力会社などが基金を積み立て、流域内の森林整備に対する助成を行っている。

(ウ) 災害時における応援協定の取組

県民の安全な生活を確保し、災害対策を迅速に実施するため、台風等による災害発生時の対応について、倒木等の伐採・除去作業や山火事等の消火作業の協力、重機などの資機材等を提供することについて、自治体と森林組合が「災害時における応急対策業務等に関する応援協定」を締結している。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 実行結果

(計画期間：平成29年4月1日～令和4年3月31日、5年間)

表 I - 14

区 分		計 画	実 行	実行歩合
伐採立木 材 積	総 数	1,055 千m ³	1,099 千m ³	104 %
	主 伐	741 千m ³	940 千m ³	127 %
	間 伐	314 千m ³	160 千m ³	51 %
間 伐 面 積		5,150 ha	1,714 ha	33 %
人 工 造 林		961 ha	949 ha	99 %
天 然 更 新		621 ha	525 ha	85 %
林 道 開 設		22.7 km	3.6 km	16 %
林 道	舗 装	21.7 km	4.5 km	21 %
	改 良	30 箇所	49 箇所	163 %
保 安 林 指 定 面 積		1,686 ha	1,468 ha	87 %
治 山 事 業 施 行 地 区		35 地区	37 地区	106 %

注：令和3年度の実行量は見込み。

(2) 評価

ア 伐採立木材積

伐採立木材積は、木材需要の増加に伴い、主伐は計画量を上回ったが、間伐については計画量の半分と大幅に下回った。

イ 間伐面積

間伐面積は、対象林の高齢級化及び森林所有者の主伐への意向の高まりにより、計画量を大幅に下回った。

ウ 人工造林及び天然更新面積

人工造林面積については、再造林の推進の結果、計画量をほぼ達成できた。また、天然更新については、人工林伐採後の林種転換が進まないことにより、計画量をやや下回った。

エ 林道開設延長及び拡張の数量

林道開設は、急峻な地形で脆弱な地質など厳しい現場条件により開設延長が伸びず、計画量を大幅に下回った。また、拡張については、現場条件から改良を優先させた結果、舗装は計画量を大幅に下回ったが、改良は計画量を大幅に上回った。

オ 保安林指定面積及び治山事業施行地区

保安林指定面積は、国土調査未実施の山間部で地番境界の確定や指定範囲決定等が困難である等により計画量をやや下回った。また、治山事業施行地区は、災害関連緊急治山事業等の実施により計画量を達成した。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の76%を占める森林は、木材等林産物の供給はもとより、きれいな水を貯え、土砂災害や洪水から私たちの生命や財産を守る役割のほか、野生動植物の生息・生育の場や景観の創出など自然環境を保全・形成する役割、さらには二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化防止に貢献する役割などが期待されている。

戦後の積極的な拡大造林によって造成された人工林は、その多くが収穫期を迎えており、資源の循環利用の観点から、木材を収穫し、その利用を図るとともに、再び植栽する「伐って、使って、すぐ植える」という森林資源の循環利用を確立していくことが重要となっている。また、高齢級の人工林を適切に伐採し、再造林することにより、「森林の若返り」と年齢構成の平準化を進めていく必要がある。

このような背景のもと、森林から生み出される森林資源を無駄なく有効に活用しながら、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、地域の森林資源の現況や自然条件等を踏まえて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指していく。

計画樹立に当たっては、本県林政の基本方針を示した「第八次宮崎県森林・林業長期計画」を踏まえ、全国森林計画に即して、森林の整備及び保全に関する計画事項を地域の実態に応じて定める。

一ツ瀬川計画区は、スギを主体とした豊富な森林資源が本格的な収穫期を迎えていることから、計画的な伐採と適切な再造林により、将来にわたる木材の利用を維持し、本計画区の林業・木材産業の持続性を高めながら、成長発展を促進する。

このため、計画区内の自然条件等に応じた様々な樹種から構成されるバランスのとれた年齢構成の森林への誘導を基本とし、森林資源の循環利用と水資源の涵養などの果たすべき機能に応じた適正な森林管理を進めることにより、森林の有する多面的機能の維持・向上を図る。

また、本計画区は、急峻な地形が多くを占める地域であることから、山地災害防止機能や土壌保全機能を維持・増進するための適正な森林の施業を推進するとともに、治山事業の実施に当たっては、荒廃溪流や山腹崩壊地の復旧及び森林の造成等について、適切かつ効率的な工種・工法を採用するものとするが、県産材の需要拡大を図る観点から、木材を利用した工種・工法を積極的に推進する。

計 画 事 項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

一ツ瀬川地域森林計画の対象とする森林は次のとおりとする。

表II-1 市町別の地域森林計画対象民有林面積
単位 面積：ha

区 分		面 積
総 数		56,602.13
市町村別内訳	西都市	22,395.89
	高鍋町	705.35
	新富町	1,159.28
	西米良村	25,306.78
	木城町	3,947.34
	川南町	1,686.62
	都農町	1,400.87

注1：計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2：本計画の対象森林は、（次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の森林を除く。）次の(1)から(3)までの事項の対象となる。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

3：森林計画図の閲覧場所は、次のとおりとする。

宮崎県環境森林部森林経営課（住所：宮崎市橘通東2-10-1 電話：0985(26)7159)

宮崎県児湯農林振興局林務課（住所：児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1

電話：0983(22)1350)

宮崎県児湯農林振興局西米良駐在所（住所：児湯郡西米良村大字村所105-9

電話：0983(41)4011)

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する水源^{かん}涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮する。

また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図る。

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を配慮の上、特に以下の事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進する。

本計画区は、温暖で降水量が多く、スギを主体とした育成単層林を維持する施業が積極的に行われていることから、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう、適切な間伐等の実施、適確な更新の確保、長伐期化等を推進する。

また、花粉発生源対策を推進するほか、しいたけ原木の安定的供給を確保するため、クヌギ等から成る育成単層林へ誘導・維持する施業を積極的に推進する。

ア 水源^{かん}涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針については、表Ⅱ－２のとおりとする。

表Ⅱ－２ 森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能^{かん}の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>

<p>山地災害防止機能／土壤保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>

木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、表Ⅱ－3のとおり定める。

表Ⅱ－3 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育成単層林	24,732	24,216
	育成複層林	90	134
	天然生林	29,456	30,224
森 林 蓄 積		329	322

注 1：現況は令和3年3月31日現在

2：計画期末は令和14年3月31日時点

3：竹林、無立木地は含まない（現況と計画期末の森林面積は同じ）

ア 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

イ 育成複層林

森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

ウ 天然生林

主として、自然に散布された種子等により成立し、維持される森林

注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

2 その他必要な事項

しいたけ原木としてのクヌギ林等については、林地条件等を勘案し、育成単層林施業を推進する。

第3 森林の整備に関する事項

森林施業に当たっては、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。さらに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進する。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

市町村森林整備計画の作成に当たっては、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」を踏まえ、次の事項を指針として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して森林の立木竹の伐採に関する事項を定める。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で、災害の未然防止に留意し配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

立木の標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林

を問わず所要の保護樹帯を設置する。

高性能林業機械等による伐採・搬出に当たっては、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」及び「県ガイドライン」に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意する。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により、一定の立木材積を維持する。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、表Ⅱ－４に標準伐期齢の参考林齢を示しているが、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には当該地域ごとに定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

表Ⅱ－４ 標準伐期齢の参考林齢

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針 葉 樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広 葉 樹
一ツ瀬川計画区	35年	40年	30年	40年	10年	10年

(3) その他必要な事項

ア 主伐の時期

人工林の主伐は、木材需要に対応できるように主伐の時期の多様化によるバランスのとれた齢級構成にしていくこととし、樹種ごとの生産目標に応じた時期に行う。

なお、しいたけ原木用のクヌギやナラ類については、それぞれの樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採する。

主伐時期の目安は表Ⅱ－５のとおりとする。

表Ⅱ－５ 主伐時期の目安

地 区	樹 種	主伐時期の 目安 (年)	標 準 的 な 施 業 体 系		
			生 産 目 標	仕 立 て 方 法	期 待 径 級 (cm)
一ツ瀬川 計 画 区	ス ギ	35 (70以上)	一般構造用材 (一般大径材)	中庸仕立て	28 (42以上)
	ヒノキ	40 (80以上)	一般構造用材 (一般大径材)	中庸仕立て	26 (40以上)
	クヌギ	10	しいたけ原木	中庸仕立て	12

イ 被害木であること等の理由により伐採を促進すべき森林

制限林や特用林及び自家用林、試験研究の目的に供している森林以外の森林で、風害、病虫害等の被害を受けているもの又は高齢林等のため被害を受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易であると認められるものは、その伐採を促進する。

ウ 無断伐採の未然防止（伐採届旗等の提示）

伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため市町村が発行する伐採届旗等の掲示を推進する。また、県や市町村等関係者が連携して伐採パトロールを実施し、無断伐採の未然防止を図る。

エ その他の留意事項

伐採箇所が道路などの公共施設や人家などに隣接する場合は、必要に応じて保護樹帯を設けるとともに、残材を含め山地崩壊や土砂の流出など災害等が発生しないよう防止対策に努める。

また、伐採後は枝葉の河川等への流出防止対策に努めるものとし、現地条件に適した更新方法によりすみやかに更新を行う。

さらに、伐採に当たっては隣接森林所有者との境界確認を行うなど、森林境界の明確化に努める。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努める。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の「森林整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」を踏まえ、次の事項を指針として、造林に関する事項を定める。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

なお、人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間について、次の事項を指針として市町村森林整備計画において定める。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努める。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の増加に努める。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件などに適合した樹種を選定する。

なお、苗木の選定に当たって上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士又は林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定する。

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種ごとに、表Ⅱ-6の本数を基礎として、自然条件、既往の造林方法等を勘案して、植栽本数を定める。

また、活着が良く成長に優れた特定苗木等による低密度植栽に努める。

表Ⅱ－6 樹種別・仕立て方法別・植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
スギ	中庸仕立て	2,000 ～ 3,000
ヒノキ	中庸仕立て	2,500 ～ 3,500
クヌギ	中庸仕立て	3,000 ～ 3,500

上記の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林総合監理士又は林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を選定する。

(イ) 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮する。

また、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業など作業の効率化に努める。

b 植付け方法

気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して適期に植え付けるものとする。

また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努める。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、皆伐による伐採跡地で人工造林による更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了する。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了する。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行う。

なお、天然更新の対象樹種、天然更新の標準的な方法、伐採跡地の天然更新をすべき期間について、次の事項を指針として市町村森林整備計画において定める。

ア 天然更新の対象樹種

対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の先駆性樹種、ブナ科、ニレ科、クスノキ科等の広葉樹であって、将来高木になりうる樹種とする。

主要更新対象樹種：宮崎県天然更新完了基準（平成19年10月宮崎県環境森林部）、参考資料8（以下「天然更新完了基準」という。）

イ 天然更新の標準的な方法

期待成立本数や天然更新すべき本数は、天然更新完了基準によることとし、天然下種更新の場合は、天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所について、必要に応じ地表処理、刈出し、植込み等を行う。

ぼう芽更新の場合は、目的樹種のぼう芽の発生状況を考慮し、必要に応じて芽かきや苗木の植込みを行う。

(ア) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行う。

(イ) 刈出し

ササやシダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所において行う。

(ウ) 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案して、天然更新の不十分な箇所において必要な本数を植栽する。

(エ) 芽かき

ぼう芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、天然更新完了基準に基づく更新を完了する。

なお、更新が完了していないと判断される場合には植え込み等により確実に更新を図る。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、ニホンジカ等による鳥獣害や病虫害の発生状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して、天然更新が期待できない森林について、適確な更新を確保する。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定める。

(4) その他必要な事項

ア 優良苗木の生産拡大

- (ア) 林業用苗木の生産に関する技術研修や指導等を実施し、苗木生産者の確保・育成を図る。
- (イ) 需給動向の把握や生産者への情報提供、DNA鑑定に基づく系統の確かな採穂園や指定採種源の拡充、生産施設の整備支援などにより、花粉症対策に資する苗木などの優良苗木の安定供給体制を整備する。
- (ウ) 初期成長に優れたエリートツリーについては、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター九州育種場等と連携協力して認定特定増殖事業者の取組を支援し、その母樹からなる苗木の生産を促進する。
- (エ) 植栽時期の制約が少なく、労働力の分散投入が可能なコンテナ苗の生産施設整備への支援などにより、コンテナ苗の生産拡大と普及を図る。

イ その他

造林に関するその他の必要な事項については、県林業技術センター等と連携し、地域の気候風土や自然条件等に適した施業方法等を定めるものとする。

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」及び第6の2の「間伐面積」を踏まえ、次の事項を指針として、間伐及び保育に関する事項を定める。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、表Ⅱ－7に示す内容を標準とし、既往における間伐の方法を勘案して、間伐の回数、実施時期、間隔、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定める。

表Ⅱ－7 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐林齢				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目～	
スギ	一般 構造用材	13 ～	17 ～	24 ～	標準伐期齢以上で 間伐をする場合は 10～15年おきに実 施する。	宮崎県間伐技術指針 (昭和53年3月宮崎県 林務部)及び宮崎県 長伐期施業技術指針 (平成20年3月宮崎県 環境森林部)等により 実施する。
	一般 大径材	16	23	30		
ヒノキ	スギの施 業体系に 準ずる。					

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、表Ⅱ－8に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

表Ⅱ－８ 保育の標準的な方法（実施時期）

保育の 種類	樹種	実施林齢													備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	○	△							
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△							
	クヌギ	○	○	○	○	○	○	△							
つる切	スギ							← △ →							
	ヒノキ							← △ →							
	クヌギ							← △ →							
除伐	スギ										←--- ○ ---→				
	ヒノキ										←--- ○ ---→				
	クヌギ										←--- △ ---→				

注 1 : ○印は通常予想される実行標準。
 2 : △印は必要に応じて実施する。
 3 : ←---> 印は実行期間の範囲を示す。

(3) その他必要な事項

上記(1)及び(2)によるほか、特に次に示す点に留意することとする。

ア 間伐

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

イ 下刈り

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化に留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

ウ つる切り

つる切りについては、つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所等において、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施する。

エ 除伐

除伐については、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行う。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。

オ 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行う。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、表Ⅱ－２に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、表Ⅱ－２に基づき設定する。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、材木の育成が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定する。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について特定する。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定める。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

表Ⅱ－９ 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法

区 域	区域設定の基準	施業の方法に関する指針
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> ○水源かん養保安林、干害防備保安林 ○ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 ○地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林 ○水源涵養機能の高い森林 	<p>伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保する。</p> <p>※伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より10年延長する。</p>
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林 ○砂防指定周辺、山地災害危険地区 ○山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林 ○山地災害防止機能／土壤保全機能の高い森林 	<p>それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を推進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。</p> <p>長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。</p>

<p>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>○飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林等の法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として森林施業の制限が設けられている森林</p> <p>○県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林</p> <p>○快適環境形成機能の高い森林</p>	<p>なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められている森林において、風致に優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業とする。</p> <p>※長伐期施業は、伐採林齢を標準伐期齢の概ね2倍以上とする。</p>
<p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>○保健保安林、風致保安林</p> <p>○観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林</p> <p>○史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林</p> <p>○原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの森林</p> <p>○保健、レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能の高い森林</p>	

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

表Ⅱ-10 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法

区 域	区域設定の基準	施業の方法に関する指針																			
<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>○林木の生育に適した森林で、路網の整備状況等から効率的な森林施業が可能な森林</p> <p>○木材生産機能の高い森林で、自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林</p> <p>具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定する。</p> <table border="1" data-bbox="427 1088 1406 1285"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地位</th> <th colspan="3">地 利</th> </tr> <tr> <th>200m未満</th> <th>200m～500m未満</th> <th>500m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1等地</td> <td>1等地</td> <td>2等地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1等地</td> <td>2等地</td> <td>3等地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2等地</td> <td>3等地</td> <td>3等地</td> </tr> </tbody> </table> <p>地位：土壌型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定 地利：路網からの距離から3つに区分</p>	地位	地 利			200m未満	200m～500m未満	500m以上	1	1等地	1等地	2等地	2	1等地	2等地	3等地	3	2等地	3等地	3等地	<p>森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。</p> <p>計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努める。</p>
地位	地 利																				
	200m未満	200m～500m未満	500m以上																		
1	1等地	1等地	2等地																		
2	1等地	2等地	3等地																		
3	2等地	3等地	3等地																		
<p>特に効率的な施業が可能な森林</p>	<p>上記のうち、人工林を中心とする林分で、</p> <p>○林地生産力が高い森林</p> <p>○傾斜が比較的緩やかな森林</p> <p>○林道等や集落からの距離が近い森林</p> <p>具体的には、人工林が過半を占める林班のうち、木材等生産機能がHの森林が過半かつ、林班の傾斜区分の平均が緩・中かつ、路網からの距離が200m未満の森林を区域として設定する。ただし、災害が発生する恐れのある森林を除く。</p> <p>また、区域の設定に当たっては、市</p>	<p>人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。ただし、クヌギなどのぼう芽更新等、市町村が定めるものは除く。</p>																			

	町村が定める地域の状況を勘案した条件を設定できる。	
--	---------------------------	--

(3) その他必要な事項

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、クヌギ・ナラ類等を主林木とする森林については、地域の特性に応じて、次のとおり区域を設定し、施業方法を定めることができる。

表Ⅱ－11 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域設定及び施業方法

区 域	区域設定の基準	施業方法に関する指針
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林	○(1)の水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうちクヌギ・ナラ類等を主林木とする森林	伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根系の発達及び表土の保全を確保する。 ※伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より5年延長する。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、表Ⅱ－13を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）する。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

林道の開設量については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第6の4の(1)開設すべき林道の数量のとおり計画する。

表Ⅱ－12 基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基 幹 路 網	56	275
うち林業専用道	1	2

注1：令和3年3月31日現在。

2：基幹路網とは、林道及び林業専用道のことをいう。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた作業システムを「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」を基準に導入する。

また、地形傾斜及び作業システムに応じた路網密度は、次表を目安として林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）する。

表Ⅱ－13 路網整備の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	30以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	23以上
	架線系作業システム	25以上	23以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上 <50>	16以上
	架線系作業システム	20以上 <15>	16以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

注：急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

地形、森林資源、路網等の状況を踏まえたうえで、路網の整備と森林施業の集約化を推進する区域を市町村森林整備計画において路網整備等推進区域として設定する。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網を整備する等の観点から、路網整備に当たっては、「林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）」及び「森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）」を基本として、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準（平成20年3月宮崎県環境森林部）」等に則り開設することとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うものとし、「県ガイドライン」を踏まえ、搬出方法を定める。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

(6) その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の地方公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により、経営管理の集積・集約化を進める。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林所有者自らが経営管理できない森林については、森林経営管理制度に基づく市町村や「ひなたのチカラ林業経営者」による適切な経営管理を推進する。

また、公益性の高い森林については、森林環境譲与税を活用した市町村による針広混交林化や広葉樹林化を促進する。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業従事者の確保・育成

就業相談会の開催や就業体験等の実施、「みやざき林業大学校」における技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による新規就業者の確保や、現場技能者に対する知識・技術の習得のための研修や高性能林業機械オペレーターの養成研修の実施など段階的かつ体系的な人材育成に努める。

また、現場作業の省力化や効率化、軽労化に向けた資機材導入等や労働安全対策の強化等による労働環境の改善に努める。

イ 林業事業者の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業者を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき意欲ある事業者の認定を行うとともに、認定した事業者に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与や事業量の安定的確保、

生産性の向上などの事業合理化や雇用改善等を推進する。

ウ 林業後継者の育成

林業研究グループ等の先導的活動への支援や経営・技術等に関する研修の実施等により、経営感覚に優れた地域の次の世代を担う林業後継者の育成に努める。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化、作業の省力化、軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の実証及び導入を推進するとともに、ICTの活用等により、木材の生産管理の効率化に努める。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械のリースやレンタルの活用、共同利用など、利用体制の整備について取り組むこととする。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材（原木）流通の合理化

流域を単位として計画的な素材生産を推進し、共同出材等により出材ロットの拡大を図るとともに、今後の素材生産量の増大や大型製材工場の需要に対応するため、木材加工施設等への直納や他流域の原木市場との連携などにより、地域の状況を踏まえて、安定的・効率的な流通・加工体制の整備を促進する。

また、素材生産業者、流通業者及び民有林・国有林が一体となってまとまりのある原木の安定的確保を図り、流通の合理化に努める。

さらに、木質バイオマス発電施設等への林地残材等の安定供給体制の整備に努める。

イ 木材加工の大型化・省力化・高次加工化

木材生産量の増大、県外を中心に急速に多様化する需要者ニーズ等に適確に対応していくため、複数の製材工場等との連携による生産の効率化を図るとともに、JAS規格等に適合する高品質材や乾燥材等の高次加工製品の安定的供給体制の整備を促進する。

また、増加する大径材の加工に対応した生産ラインの整備・充実を進めるとともに、県木材利用技術センターなどと連携し、新たな用途の開発等に努める。

ウ 木材需要の拡大の推進

木材・住宅業界の連携によるスギ大径材を利用した家づくりや、県内外への県産材の普及やPR、販路の拡大に努め、大口需要者等の多様なニーズに対応する供給体制の整備を図り、「みやざきスギ」ブランドの確立に努める。

また、公共施設等の木造化・木質化の推進に努めるとともに、公共工事における木材利用を促進する。

加えて、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者関係者一体となって推進するよう努める。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進する。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、Ⅱの第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努める。

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

表Ⅱ-14 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地 区 (林 班)			
総 数		〈1,018.69〉 [1,488.55] 24,530.89		
西都市	総 数	〈15.73〉 [119.23] 5,443.87		
	1, 2, 4, 6, 7, 9-11, 14-23, 30, 36, 38, 39, 44, 46, 48, 50, 51, 53, 56-64, 66-68, 73, 74, 78, 85, 87, 88, 91, 92, 109, 110, 117, 148, 154, 156-158, 163, 168-171, 177-181, 184, 186, 200, 220, 221, 273, 275, 279, 280, 283, 285, 286, 288-290, 302, 308, 309, 311-319, 322-326, 328, 330-333, 338, 339	[68.25] 4,644.48	森林の土地の保全を図るため、制限林はその施業方法によるものとし、その他の普通林については、土砂の流出、崩壊の防止等林地の保全機能の維持に努める。	水源かん養 保安林
	2, 5, 8, 9, 11, 15-17, 19, 20, 26-32, 40, 43, 44, 48, 56, 57, 66-69, 76-79, 86-88, 104-106, 108, 109, 112, 113, 115, 127, 128, 139, 140, 154, 159, 160, 164-166, 171, 173, 175, 179, 181, 182, 187, 197, 201, 207, 209, 211-213, 224, 235, 237, 259, 261, 268, 279, 280, 283, 286, 287, 293, 295, 301, 318	[78.42] 613.23		土砂流出防備 保安林
	109, 127, 239	4.33		土砂崩壊防備 保安林
	281, 282	55.64		干害防備 保安林
	201, 202, 280	[91.79] 92.39		保 健 保 安 林
	180, 199	17.18		県立自然公園 第二種特別地域

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考	
市町村	地 区 (林 班)				
西都市	199	(15.73) 16.62		史跡名勝 天然記念物	
高鍋町	総 数	[6.53] 89.17			
	2	[5.77] 5.85	前に同じ。	水源かん養 保安林	
	2, 3, 8, 22, 24	9.00		土砂流出防備 保安林	
	2	[5.77] 20.56		防 風 保安林	
	2, 5	[0.76] 21.46		潮 害 防 備 保安林	
	5	[0.76] 0.76		保 健 保安林	
	2	0.44		風 致 保安林	
	24	6.95		都 市 計 画 風 致 地 区	
	1	24.15		史跡名勝 天然記念物	
	新富町	総 数		[54.07] 127.69	
10, 11, 16, 20, 22, 25		6.44		前に同じ。	土砂流出防備 保安林
22		[54.07] 54.07	潮 害 防 備 保安林		
22		[54.07] 54.07	保 健 保安林		
1, 2		13.11	史跡名勝 天然記念物		

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地 区 (林 班)			
西米良村	総 数	〈1,002.96〉 [1,187.56] 16,866.75		
	1-20, 23-31, 33-42, 44-46, 48, 50, 53, 54, 56-65, 69, 70, 72, 73, 75-79, 81-87, 89, 90, 92-99, 102-112, 115-125, 127-139, 141-144, 148, 150-157, 161, 164-166, 171-188, 190-193, 197-203, 205, 206, 208-210, 220, 222, 223, 226, 230, 233, 234, 236-243, 248-250, 252-256, 258-270, 272-274, 279, 284-287	〈824.67〉 [97.00] 13,369.05	前に同じ。	水源かん養 保安林
	50, 57, 72, 74, 75, 77, 82, 90, 94, 102, 105, 124, 139, 141, 144-152, 159, 163, 172-175, 178, 179, 182-190, 194, 196, 203, 204, 220, 229, 233, 237, 239, 241, 244, 247, 250, 251, 257-261, 263, 264, 267, 268, 270, 284	〈151.15〉 [76.36] 1,000.58		土砂流出防備 保安林
	195, 196	[87.60] 87.60		干 害 防 備 保 安 林
	134, 195, 196, 239, 241	〈27.14〉 [108.24] 171.09		保 健 保 安 林
	134, 158	[23.39] 56.43		国 定 公 園 第1種特別地域
	161, 168, 169, 252	46.59		国 定 公 園 第2種特別地域
	131-135, 152-171	[979.57] 2,135.41		国 定 公 園 第3種特別地域
木城町	総 数	[44.55] 1,403.11		
	13-15, 21, 22, 25-27, 30-38, 41, 46-49, 51-59	[44.55] 1,310.66	前に同じ。	水源かん養 保安林
	7, 13, 14, 30, 34, 35, 37, 38, 57	[44.55] 92.45		土砂流出防備 保安林

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地 区 (林 班)			
川南町	総 数	[62.02] 471.52		
	16, 23, 26-28	132.66	前に同じ。	水 源 かん 養 保 安 林
	1, 2, 6, 7, 10, 20, 22, 25, 27	[31.82] 54.57		土 砂 流 出 防 備 保 安 林
	1, 6, 7, 9, 10, 12	25.03		防 風 保 安 林
	5, 6	[6.52] 6.52		潮 害 防 備 保 安 林
	24	[23.68] 51.87		干 害 防 備 保 安 林
	21-23, 27	79.26		防 火 保 安 林
	5, 6, 20, 22, 24, 27, 32	[62.02] 121.61		保 健 保 安 林
都農町	総 数	[14.59] 128.78		
都農町	8, 9, 20, 22	97.80	前に同じ。	潮 害 防 備 保 安 林
	2, 16, 20	1.80		土 砂 流 出 防 備 保 安 林
	13	[14.59] 14.59		干 害 防 備 保 安 林
	13	[14.59] 14.59		保 健 保 安 林

注 1 : 数値は森林資源調査結果を基に算出。

2 : 総数の裸書きは延べ面積である。

3 : 制限林種別ごとの裸書きは実面積、 [] は保安林との重複（保安林の場合は他の保安林との兼種）で内数、 〈 〉 は公園との重複で内数である。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域の環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとし、次の点に留意する。

ア 土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容等を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

ウ 太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱの第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとし、保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）を表Ⅱ-20のとおり計画する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、Ⅱの第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、山地災害危険地区等でのきめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制、森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化、流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減、海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備に取り組むこととし、こうした対策の実施に当たっては流域治水の取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。

また、海岸防災林の整備に当たっては、東日本大震災の教訓を踏まえ、防潮工、盛土工、植栽工等について、津波に対する被害の軽減効果等を考慮しつつ実施する。

このような観点から、治山事業の計画量を表Ⅱ-22のとおり計画する。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定する。その整備に当たっては、Ⅱの第2に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第3の1に定める「森林の立竹木の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項」に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該

目的に即した機能の確保を図る。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の状況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図る。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、市町村等の協力・参加が得られるように努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害の防止に関する事項については、野生鳥獣による被害状況等に応じ、次の事項を方針として市町村森林整備計画において定める。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、捕獲や地元行政機関、森林組合、森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

特に野生鳥獣による被害が深刻な森林については、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために防護柵の設置などの効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、県総合農業試験場（鳥獣被害対策支援センター）や関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努める。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集や巡回調査などにより、鳥獣害防止対策の実施状況の確認に努める。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行う。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図る。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入する。

また、新たに発生する病虫害については、状況把握や防除方法等の情報提供に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の実態を把握し、被害対策を講じるとともに被害跡地の復旧に努める。

林業採算性の低い奥地森林においては、野生鳥獣の生息環境となる天然林の保全を推進する。

また、宮崎県第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、個体数管理等を行う。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災対策については、山火事防止パレード等による県民への発生防止の啓発活動を行うとともに、森林巡視等を適宜実施する。

森林病虫害の駆除のための火入れの実施については、市町村森林整備計画に定める留意事項に従う。

(4) その他必要な事項

森林病虫害や野生鳥獣による森林被害防止対策に係る必要な事項については、県林業技術センターや県総合農業試験場（鳥獣被害対策支援センター）と連携して行う。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定める。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定する。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、^{かん} 県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施する。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財等の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備等を行う。

なお、整備しようとする施設の建築物の高さの基準となる対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を市町村森林整備計画において定める。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

なお、保健機能森林の設定・整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び県土の保全に適切な配慮を行う。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

表Ⅱ-15

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,101	2,028	73	1,536	1,463	73	565	565	-
うち前半5年分	1,049	1,013	36	767	731	36	282	282	-

2 間伐面積

表Ⅱ-16

単位 面積：ha

区 分	間 伐 の 面 積
総 数	10,608
うち前半5年分	4,187

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

表Ⅱ-17

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	2,199	832
うち前半5年分	1,082	416

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 開設及び拡張すべき林道の数量等

表Ⅱ-18

単位 延長：Km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区域 面積)		前半5ヶ年の 計画箇所	対図番号	備考				
					延長	箇所									
開設	自動車道	指定林道	西都市	岩井谷	0.8		1,689	ha		1401					
				戸屋ヶ花	0.8		184	ha	○	4419					
				ニガキ谷	0.8		79	ha		4420					
				銀鏡・小川	2.0		514	ha	○	4423					
				糸郷谷	2.0		506	ha	○	2402					
					小計	6.4									
				指定林道	西米良村	長谷・児原	1.2		2,941	ha	○	1412			
						小川・棚倉峠	2.0		212	ha	○	3418			
						小川・石打谷	0.2		420	ha	○	3419			
						繩瀬・尾股	1.6		884	ha		20101			
			小計	5.0											
開設計				9路線(9路線)	11.4										
拡張	自動車道	指定林道	西都市	岩井谷	2.1	3	1,689	ha	○	1401	改良・舗装				
				笹々礼	1.6	2	123	ha	○	3404	改良・舗装				
				笹々礼(支)		5	74	ha		4405	改良				
				糸郷谷		3	506	ha		2402	改良				
				上揚	0.6	3	1,708	ha	○	1404	改良・舗装				
				打越		7	612	ha		2401	改良				
				中之又・吐合		10	1,148	ha	○	1407	改良				
				米良・椎葉		9	3,231	ha		1406	改良				
				長谷・児原	3.1	2	2,955	ha	○	1412	改良・舗装				
				尾八重・銀鏡	5.5	4	1,606	ha	○	1408	改良・舗装				
				渡川・尾八重		6	1,224	ha		1632	改良				
				ニガキ谷	0.9		79	ha		4420	舗装				
				戸屋ヶ花	1.8		184	ha		4419	舗装				
				吐合		3	157	ha		4421	改良				
				銀鏡・小川	5.5		514	ha		4423	舗装				
				寒川線		5	2,213	ha	○		改良				
							小計	21.1	62						
						指定林道	西米良村	上米良・大平	0.1	2	2,756	ha	○	1411	改良・舗装
								長谷・児原	0.3	2	3,142	ha	○	1412	改良・舗装
								米良・椎葉	2.0	5	3,246	ha		1406	改良・舗装
				天包山	0.4			2	488	ha	○	3416	改良・舗装		
				小山重	1.1			1	209	ha	○	4421	改良・舗装		
				横野・河口	0.1			1	2,712	ha	○	1410	改良・舗装		
					小計	4.0	13								
				指定林道	木城町	中之又・吐合		3	648	ha		1407	改良		
						岩戸・長草		2	24	ha		4417	改良		
						渡川・尾八重		5	514	ha		1632	改良		
						小計		10							
		拡張計				25路線(21路線)	25.1	85							

注：路線数の裸書きは延べ数、()書きは実数。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

表Ⅱ－19

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
総数（実面積）	24,551	23,788	
水源涵養のための保安林	22,068	21,417	
災害防備のための保安林	2,340	2,255	
保健、風致の保存等のための保安林	529	506	

注：2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、総数が内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

表Ⅱ-20

単位 面積:ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町村	区域		うち前半5年分			
指定	総数				2,043	1,280		
	水源涵養のための保安林	総数				1,732	1,081	水資源の確保及び林地保全のため
		西都市		425	265			
		西米良村		1,189	740			
		木城町		103	65			
		川南町		7	5			
		都農町		7	5			
	災害防備のための保安林	総数				244	159	林地の流出及び崩壊等を未然に防止するため
		西都市		79	50			
		高鍋町		7	5			
		新富町		7	5			
		西米良村		131	84			
		木城町		7	5			
保健、風致の保存等のための保安林	総数				63	40	保健休養及びレクリエーションの場とするため	
	西都市		14	10				
	新富町		7	5				
	西米良村		27	15				
	川南町		14	10				
解除	該当なし							

注：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表Ⅱ-21

単位 面積：ha

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための保安林 ^{かん}	3,935	3,927	3,935	3,935	3,223
災害防備のための保安林	87	2	87	87	1
保健、風致の保存等のための保安林	92	-	92	92	-

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

表Ⅱ-22

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数	う ち 前 半 5 年 分	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域				
総 数		55	31	溪間工 山腹工 地すべり防止工 森林整備	
西 都 市		23	12		
高 鍋 町		2	1		
新 富 町		2	1		
西 米 良 村		20	13		
木 城 町		4	2		
川 南 町		2	1		
都 農 町		2	1		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

表II-23

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源 かん 養 保 安 林	総数		<824.67> [215.57] 19,560.50	1 主伐に係る伐採の方法は、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が著しいと認められるもの）にあっては、禁伐）。その他の森林にあっては、伐採種を定めない。	1 植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。	
	西都市	1, 2, 4, 6, 7, 9-11, 14-23, 30, 36, 38, 39, 44, 46, 48, 50, 51, 53, 56-64, 66-68, 73, 74, 78, 85, 87, 88, 91, 92, 109, 110, 117, 148, 154, 156-158, 163, 168-171, 177-181, 184, 186, 200, 220, 221, 273, 275, 279, 280, 283, 285, 286, 288-290, 302, 308, 309, 311-319, 322-326, 328, 330-333, 338, 339	[68.25] 4,644.48	2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。但し、機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められる時は、この限りでない。	2 植栽の方法は、満1年以上の苗をおおむねha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上め必要なもの割合で均等に分布するよう植栽するものとする。	
	高鍋町	2	[5.77] 5.85	3 伐採年度ごとに皆伐でき目的の達成に支障を及ぼさる面積の限度は森林法施行令第4条の2第3項に基づき、毎年宮崎県知事が公表する範囲内とする。	3 植栽の樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種とす	
	西米良村	1-20, 23-31, 33-42, 44-46, 48, 50, 53, 54, 56-65, 69, 70, 72, 73, 75-79, 81-87, 89, 90, 92-99, 102-112, 115-125, 127-139, 141-144, 148, 150-157, 161, 164-166, 171-188, 190-193, 197-203, 205, 206, 208-210, 220, 222, 223, 226,	<824.67> [97.07] 13,369.05	4 間伐に係る伐採の方法は、主伐に係る伐採種を定めない森林、択伐とする森林で択伐林型を造成するため間伐を必要とするもの及び禁伐とする森林で保育のために間伐をしなければ指定の目的を達成することができないものについて定める。		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	西米良村	230, 233, 234, 236-243, 248-250, 252-256, 258-270, 272-274, 279, 284-287		5 間伐の伐採率は、立木材積の10分の3.5を超えず、かつ、樹冠疎密度が10分の8以下となったとしても、5年後に10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。	る。	
	木城町	13-15, 21, 22, 25-27, 30-38, 41, 46-49, 51-59	[44.55] 1,310.66			
	川南町	16, 23, 26-28	132.66			
	都農町	8, 9, 20, 22	97.80			
土砂流出防止保安林	総数		<151.51> [231.15] 1,778.07	1 主伐に係る伐採の方法は、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐とする。 4 主伐に係る伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 5 伐採年度ごとに皆伐できる面積の限度は森林法施行令第4条の2第3項に基づき、毎年宮崎県知事が公表する範囲内とする。	水源かん養保安林と同じ。	
	西都市	2, 5, 8, 9, 11, 15-17, 19, 20, 26-32, 40, 43, 44, 48, 56, 57, 66-69, 76-79, 86-88, 104-106, 108, 109, 112, 113, 115, 127, 128, 139, 140, 154, 159, 160, 164-166, 171, 173, 175, 179, 181, 182, 187, 197, 201, 207, 209, 211-213, 224, 235, 237, 259, 261, 268, 279, 280, 283, 286, 287, 293, 295, 301, 318	[78.42] 613.23			
	高鍋町	2, 3, 8, 22, 24	9.00			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林	新富町	10, 11, 16, 20, 22, 25	6.44	の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た材積とする。		
	西米良村	50, 57, 72, 74, 75, 77, 82, 90, 94, 102, 105, 124, 139, 141, 144-152, 159, 163, 172-175, 178, 179, 182-190, 194, 196, 203, 204, 220, 229, 233, 237, 239, 241, 244, 247, 250, 251, 257-261, 263, 264, 267, 268, 270, 284	<151.51> [76.36] 1,000.58			
	木城町	7, 13, 14, 30, 34, 35, 37, 38, 57	[44.55] 92.45			
	川南町	1, 2, 6, 7, 10, 20, 22, 25, 27	[31.82] 54.57			
	都農町	2, 16, 20	1.80			
土砂崩壊防備保安林	総数		4.33	<p>1 主伐に係る伐採の方法は、保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。</p> <p>2 その他の森林にあっては、択伐とする。</p> <p>3 土砂流出防備保安林の4と同じ。</p> <p>4 土砂流出防備保安林の6と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
	西都市	109, 127, 239	4.33			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
防風保安林	総数		[5.77] 45.59	<p>1 主伐に係る伐採の方法は、林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20m未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すばその伐採跡地における成林が困難に（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10m未満のものをいうものとする。））にあつては禁伐とする。）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 水源かん養保安林の2と同じ。</p> <p>4 水源かん養保安林の3と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
	高鍋町	2	[5.77] 20.56			
	川南町	1, 6, 7, 9, 10, 12	25.03			
潮害防備保安林	総数		[61.35] 82.05	<p>1 主伐に係る伐採の方法は、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐とする。</p> <p>3 土砂流出防備保安林の4と同じ。</p> <p>4 土砂流出防備保安林の6と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
	高鍋町	2, 5	[0.76] 21.46			
	新富町	22	[54.07] 54.07			
	川南町	5, 6	[6.52] 6.52			
干害防備保安林	総数		[125.87] 209.70	<p>1 水源かん養保安林の1と同じ。</p> <p>2 水源かん養保安林の2と同じ。</p> <p>3 水源かん養保安林の3と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
	西都市	281, 282	55.64			
	西米良村	195, 196	[87.60] 87.60			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
干害防備保安林	川南町	24	[23.68] 51.87			
	都農町	13	[14.59] 14.59			
防火保安林	総数		79.26	1 主伐に係る伐採の方法は、禁伐とする。		
	川南町	21-23, 27	79.26			
保健保安林	総数		<27.14> [331.47] 454.51	1 主伐に係る伐採の方法は、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。	水源かん養保安林と同じ。	
	西都市	201, 202, 280	[91.79] 92.39			
	高鍋町	5	[0.76] 0.76			
	新富町	22	[54.07] 54.07			
	西米良村	134, 195, 196, 239, 241	<27.14> [108.24] 171.09			
	川南町	5, 6, 20, 22, 24, 27, 32	[62.06] 121.61			
	都農町	13	[14.59] 14.59			
風致保安林	総数		0.44	1 主伐に係る伐採の方法は、風致保存のため特に必要があると認められる森林にあっては、禁伐とする。 2 その他の森林にあっては、択伐とする。 3 土砂流出防備保安林の4と同じ。 4 土砂流出防備保安林の6と同じ。	風致の保全を考慮した施業を行うこと。	
	高鍋町	2	0.44			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
砂防指定地	総数		302.07	1 主伐に係る伐採の方法は、伐採種を定めない。	現状を変更する場合は県知事の許可を受けなければならない。	
	西都市		69.85			
	高鍋町		9.97			
	新富町		3.53			
	西米良村		62.17			
	木城町		115.71			
	川南町		29.88			
	都農町		10.97			

種類		森林の所在		面積	施業方法		備考
		市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
国 定 公 園 (九 州 中 央 山 地)	第一種特別地域	総数		[23.39] 56.43	1 禁伐とする。但し、風致の維持に支障のない限り単木伐採を行うことができる。 2 伐期齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えて決定する。 3 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする	風致の保全を考慮した施業を行うこと。	
		西米良村	134,158	[23.39] 56.43			
	第二種特別地域	総数		46.59	1 主伐に係る伐採の方法は、択伐とする。 但し、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐によることができる。 2 国定公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐によるものとする。 3 伐期齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 4 択伐率は、用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 皆伐による場合、その伐区は次のとおりとする。 1) 一伐区の面積は2ha以内とする。但し、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 2) 伐区は更新5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。	特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。	
		西米良村	161,168 169,252	46.59			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
国定公園 (九州中央山地)	第三種特別地域	総 数		[979.57] 2,135.41	1 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。	
		西米良村	131-135, 152-171	[979.57] 2,135.41		
県立公園	第二種特別地域	総 数		17.18	<p>1 主伐に係る伐採の方法は、択伐とする。但し、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐によることができる。</p> <p>2 国定公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は、用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 皆伐による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>1) 一伐区の面積は2ha以内とする。但し、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>2) 伐区は更新5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>	
		西都市	190,199	17.18		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
都市計画画法	風致地区	総数		6.95	1 木竹の伐採を行おうとする者は高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下条例）第4条第1項の規定に基づき、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。	左記について、条例第4条第2項(9)に掲げる行為並びに、同条第2項(13)に規定される行為については許可を要しない。
		高鍋町	24	6.95		
文化財保護法	史跡名勝天然記念物	総数		<15.73> 53.88		
		西都市	199	<15.73> 16.62		
		高鍋町	1	24.15		
		新富町	1,2	13.11		

注1：砂防指定地を除く数値は、森林資源調査結果を基に算出。

2：[] は保安林との重複で内数。

3：〈 〉 は公園との重複で内数。

4：砂防指定地の総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため。

5：制限林の施業方法等の詳細については、保安林は県自然環境課、砂防指定地は県西都土木事務所または県高鍋土木事務所、自然公園は県自然環境課、史跡名勝天然記念物は国・県・市町村指定ともに関係市町村の文化財担当課と協議を行うこと。

2 その他必要な事項

該当なし